

厚生労働省中小企業イノベーション創出推進基金の造成について

一般社団法人低炭素投資促進機構（GIO）は、厚生労働省から公募のあった令和4年度補正予算「中小企業イノベーション創出推進事業」基金設置法人に応募し、採択され、令和5年5月22日に基金造成されました。

については、厚生労働省中小企業イノベーション創出推進事業費補助金実施要領第2条第2号の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1. 基金の名称

厚生労働省中小企業イノベーション創出推進基金（S B I R基金）

2. 設置法人名

一般社団法人低炭素投資促進機構

3. 基金の額

5,260,000,000円

4. 基金のうち国費相当額

5,260,000,000円

5. 基金事業の概要

厚生労働省中小企業イノベーション創出推進事業費補助金は、革新的な研究開発を行う中小企業（以下「スタートアップ等」という。）による研究開発を促進し、その成果を国主導の下で円滑に社会実装し、我が国のイノベーション創出を促進するための制度において、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証事業（フェーズ3事業）を実施する場合に、弊機構が基金設置法人となって、本補助金の交付を受けて造成した中小企業イノベーション創出推進基金を活用して、その経費の全部又は一部を補助することで、我が国におけるスタートアップ等の有する先端技術の社会実装の促進を図る事業です。

6. 基金事業を終了する時期

令和15年3月31日

7. 定期的な見直しの時期

1年毎

8. 基金事業の目標

我が国におけるスタートアップ等の有する先端技術の社会実装の促進を図ることを目標とします。